

# 伊勢崎市企業立地促進奨励金

市内に工場や倉庫等を新設又は増設のため取得した土地、建物および償却資産に対し、操業後に賦課された固定資産税と都市計画税の納税額の1/2に当たる金額を交付します。また、新設又は増設の交付要件を満たし、市内在住者で新たに常時雇用した者及び転入者1人につき20万円を交付いたします。

## 対象事業者、奨励金の額、交付要件等

### 新設した場合

#### 1. 対象事業者

- (1) 製造業
- (2) 倉庫業
- (3) 群馬県企業局が造成した工業団地等を当該企業局から取得した企業



- ※ 特別徴収事業者
- ※ 市税の滞納がないもの
- ※ 土地、建物、償却資産の所有者が異なる場合にあっては、会社法第2条の定義に基づく親会社と子会社の関係を持ち共同で、同一敷地内で事業を行う場合に限り、対象事業者として認めます。

#### 2. 奨励金の額

操業後に賦課された固定資産税及び都市計画税の納税額の1/2（対象：土地、建物、償却資産） ※3年間

#### 3. 交付要件

##### (1) 対象事業

下記のいずれかに該当し、建物のない該当土地に工場又は倉庫等を新設した場合

- 工業専用地域又は工業地域に3,000㎡以上の土地を新たに取得
- (1)外の土地に6,000㎡以上の土地を新たに取得
- 群馬県企業局が造成した工業団地等を当該企業局から取得

##### (2) 操業要件

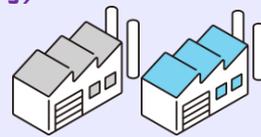
用地取得日又は開発の検査済証の交付日から、3年以内に創業を開始

### 増設した場合（同一敷地内）

#### 1. 対象事業者

##### (1) 製造業のみ

- ※ 特別徴収事業者
- ※ 市税の滞納がないもの
- ※ 土地、建物、償却資産の所有者が異なる場合にあっては、会社法第2条の定義に基づく親会社と子会社の関係を持ち共同で、同一敷地内で事業を行う場合に限り、対象事業者として認めます。



#### 2. 奨励金の額

操業後に賦課された固定資産税及び都市計画税の納税額の1/2（対象：建物、償却資産） ※3年間

#### 3. 交付要件

##### (1) 対象事業

- 従業員（派遣労働者を除く）を50人以上雇用している工場立地法の届け出事業者
- 同一敷地内に建築面積500㎡以上の工場を増設

##### (2) 操業要件

増設工事の完了後1年以内に増設した工場等の操業を開始

##### (3) 雇用要件

- 下記のいずれかの要件を満たしていること
- 市内在住者2人以上を新たに常時雇用し、6カ月以上継続雇用
- 既に市外の工場等で常時雇用されている者2人以上が、市内に住所を移し、新設された工場等で6カ月以上継続雇用

### 雇用した場合

新設又は増設の要件を満たす企業

#### 1. 奨励金の額

市内在住で新たに常時雇用した者及び転入者1人につき20万円（上限なし、初回時1回限り）

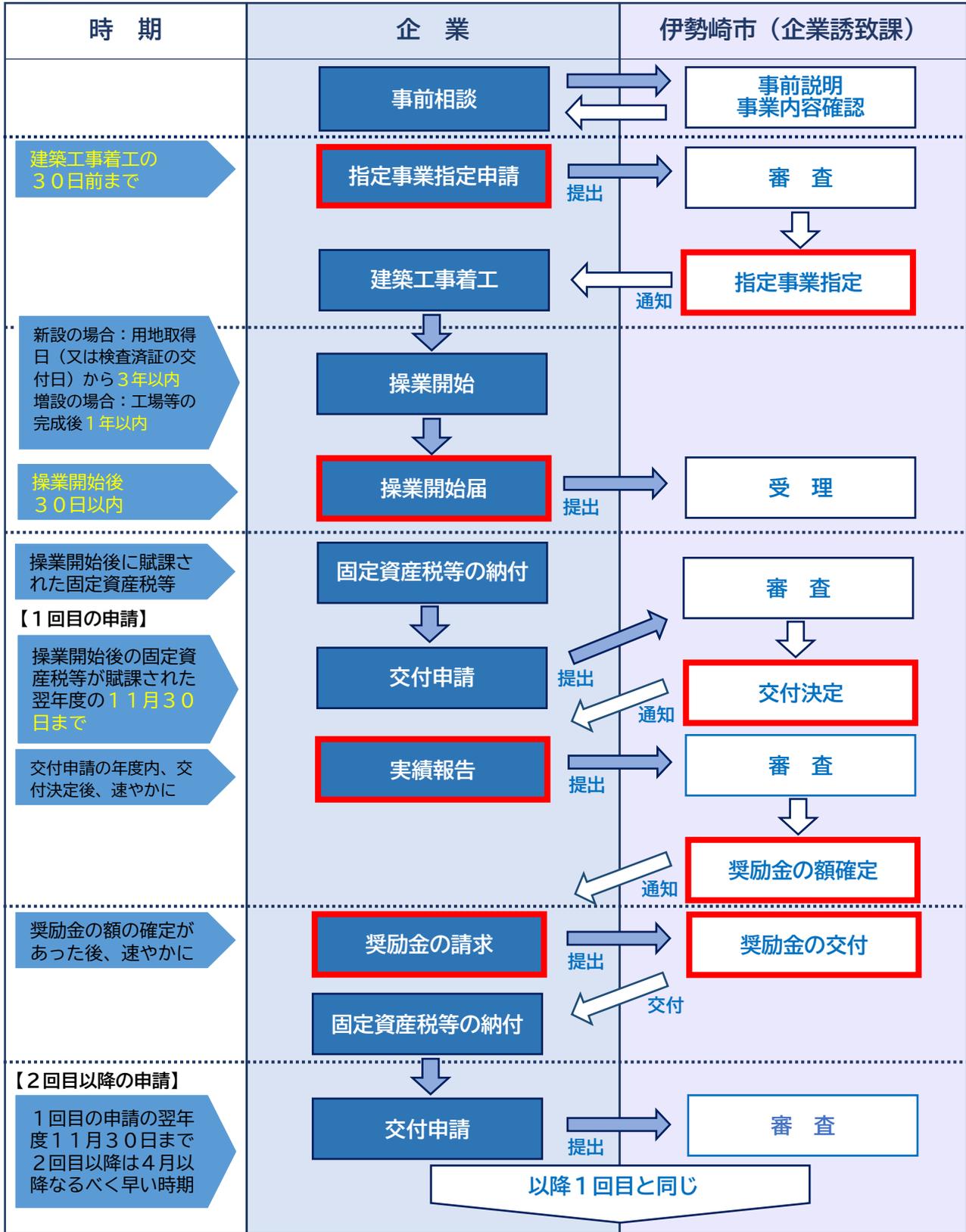
#### 2. 交付要件

下記のいずれかの要件を満たしていること

- 市内在住者2人以上を新たに常時雇用し、6カ月以上継続雇用
- 既に市外の工場等で雇用されている者2人以上が、市内に住所を移し、新設された工場等6カ月以上継続雇用



### 奨励金の手続きの流れ



### お問い合わせ

〒372-8501

群馬県伊勢崎市今泉町二丁目410番地

伊勢崎市経済産業部企業誘致課

電話 0270-27-2756 (ダイヤル)

メールアドレス kigyuu@city.isesaki.lg.jp



### いせさきものづくりネット

登録企業募集中！



二次元コード

**登録無料!!**  
ビジネスマッチングサイトで  
企業情報や製品などを  
PRしませんか？

👉 詳しくは企業誘致課まで